

## 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

3 2 3 百万円 ( 3 3 0 百万円 )

環境管理局自動車環境対策課

### 1 . 事業の概要

平成 1 3 年 6 月に自動車 NOx・PM 法が成立し、関係 8 都府県において自動車 NOx・PM 総量削減計画が作成され、各種施策を総合的に推進しているところである。

自動車 NOx・PM 法の推進に資するため、自動車交通による環境影響の評価のための基礎情報調査、NOx・PM の総量削減対策の進行管理、道路粉じん等による大気汚染実態の把握及び検討、使用過程車の NOx・PM の排出実態の把握及び検討、都市における交通と環境の調和を図る施策の在り方、局地的な高濃度汚染が見られる道路沿道地域の改善事業を引き続き実施する。

特に、自動車交通環境影響総合調査については、計画中間年総合調査として周辺地域も含めた調査を実施する。また、目標年となる平成 2 2 年度において高濃度の予測される局地的な汚染箇所における対策の準備を強化することとし、調査対象地点数を倍増させる (H16 : 2 箇所 H17 : 4 箇所)。

### 2 . 事業計画

項 目	H16	H17	H18	H19	H20以降
		総合調査			
自動車交通環境影響総合調査 (H14~) 1 7 7 百万円					→
改正法に対応した総量削減対策進行管理調査 (H14~) 2 6 百万円					→
移動発生源起因排出負荷等実態調査 (H15~) 1 5 百万円			→		
使用過程車 NOx・PM 低減対策調査 (H15~) 5 5 百万円			→		
都市と交通と環境の統括に向けた政策高度化調査 (H16~) 5 百万円			→		
局地における大気汚染改善事業 (H16~) 4 4 百万円				→	

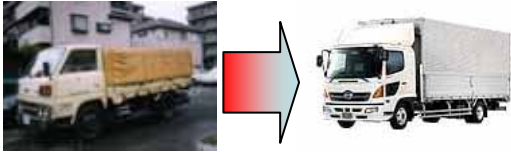
### 3 . 施策の効果

平成 1 7 年度の総量削減計画の中間点検に反映させ、新たな施策の必要性について検討するとともに、目標としている平成 2 2 年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

# 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

## 自動車NO<sub>x</sub>・PM法

国：車種規制(新車への代替)



自治体：総量削減計画



事業者：自動車使用管理計画



ア 自動車総合調査

流入実態の把握

イ 進行管理調査

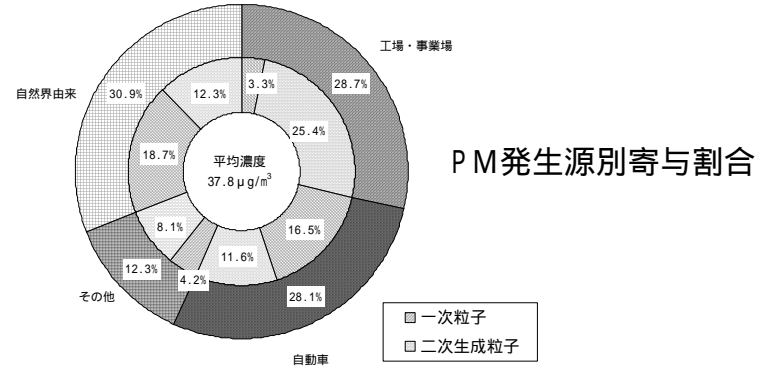
キ 事業者モデル事業

16年度終了

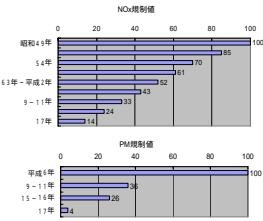
平成17年度中間点検

必要に応じ自動車NO<sub>x</sub>・PM法の見直し

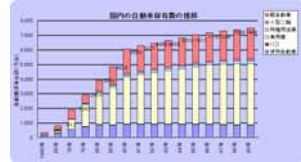
## 法措置外



道路粉じん実態把握



自動車排ガス量



自動車交通量

ウ 移動発生源実態調査

エ 使用過程車調査

オ 政策高度化調査

カ 局地改善事業

